

日医発第 249 号 (保 52)
平成 24 年 6 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 24 年 5 月 29 日付け厚生労働省告示第 367 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品（8 成分 10 品目）を薬価基準の別表に第 7 部追補(3)として収載したものであります。

また、同日付け保医発 0529 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が下記 1 のとおり示されております。

さらに、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴い、新医薬品の処方日数制限（1 回 14 日分まで）の例外が示されたほか、保険医が投与することができる注射薬が追加されましたが、その概要については、下記 2 及び 3 のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

記

1 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ミニリンメルト OD 錠 120 μ g 及び同 240 μ g

① 本製剤の効能・効果は、次に掲げるものであること。

尿浸透圧あるいは尿比重の低下に伴う夜尿症

② 本製剤の使用上の注意において、本剤使用前に観察期を設け、尿浸透圧あるいは尿比重が低下していることを確認することとされているので、使用にあたっては十分留意すること。

(2) ザーコリカプセル 200mg 及び同 250mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医

又は検査施設における検査により、ALK 融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ALK 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記入すること。

(3) アポカイン皮下注 30mg

本製剤は「パーキンソン病におけるオフ症状の改善（レボドパ含有製剤の頻回投与及び他の抗パーキンソン病薬の増量等を行っても十分に効果が得られない場合）」を目的とする製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(4) ポテリジオ点滴静注 20mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「CCR4 抗原は、フローサイトメトリー又は免疫組織化学染色法により検査を行い、陽性であることが確認されている患者のみに投与すること。」とされているので、CCR4 陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記入すること。

(5) エジュラント錠 25mg

本製剤の特殊性にかんがみ、当該製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

2 新医薬品の処方日数制限の例外について

掲示事項等告示第十第二号（一）ハの規定に基づき、新医薬品については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して 1 年間は、原則、1 回 14 日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外を設けられているところ。

今般、平成 24 年 5 月 29 日付け厚生労働省告示第 369 号をもって掲示事項等告示が改正され、次の新医薬品については、当該制限の例外とされた。

- ・エジュラント錠 25mg

3 保険医が投与することができる注射薬の追加について

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第十第一号に定められているが、平成 24 年 5 月 29 日付け厚生労働省告示第 367 号をもってアポモルヒネ塩酸塩製剤（アポカイン皮下注 30mg）が薬価基準に収載されたことにあわせ、同日付け厚生労働省告示第 368 号及び第 369 号により掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付保医発 0529 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正され、当該製剤が「区分 C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされた。（関連する告示・

通知の改正内容等については、添付資料3を参照。）

（添付資料）

1. 官報（平 24. 5. 29 第 5809 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 24. 5. 29 保医発 0529 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）
3. アポモルヒネ塩酸塩製剤の保険適用上の取扱いについて
（日本医師会 保険医療課）

（参 考）

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品



編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

目次

〔復興庁令〕

○福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令 (復興庁四)

〔復興庁令・省令〕

○福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令 (復興庁・農林水産一)

○福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令 (復興庁・農林水産・経済産業・環境一)

〔省 令〕

○農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則 (農林水産三三)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同二四)

〔告 示〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令第二号に規定する内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域を定める件の一部を改正する件 (内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業四)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 (政治資金適正化委三四)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、その旨を公告する件 (同三五)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 (同三六)

○日本国に帰化を許可する件 (法務二二二)

○アル・カラマ国境治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務・九〇)

○使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (厚生労働三六七)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件 (同三六八)

○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件 (同三六九)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件 (同二七〇)

○福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類 (農林水産一四四)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十一条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件 (同・四四二)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十二条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件 (同・四四三)

○租税特別措置法施行規則第五条の七の第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示 (経済産業一三〇)

○租税特別措置法施行規則第五条の七の第二項第一号等の規定を実施するための所管行政庁の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示 (経済産業・国土交通一)

○信号符号を点附した件 (国土交通六四〇)

○信号符号を取り消した件 (同六四二)

○特定住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件 (同六四三)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同六四四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

押収物還付、邑智西部区域特定地域整備事業における余勢換地区の換地処分、邑智西部区域特定地域整備事業における渡換地区の換地処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

船舶国籍証書を無効とした件 (同六四二)

住所 福岡市東区箱崎3丁目8番24—603号
宋揚樂 昭和54年2月28日生
住所 埼玉県所沢市並木2丁目1番地1—1005
楊秀 昭和56年1月19日生
住所 群馬県太田市島山上町2222番地1
陳洪雁 昭和54年4月7日生
住所 東京都品川区東品川2丁目2番27号
金小平 昭和45年4月11日生
住所 東京都江戸川区南葛西3丁目16番2—1201号
李鉄 昭和53年11月29日生
住所 埼玉県川口市金山町8番2号
陳鵬 昭和55年11月17日生
住所 福井県小浜市加茂第16号20番地
何曉艶 昭和54年10月4日生
住所 東京都葛飾区亀有5丁目53番2号
李繼椿 昭和58年4月5日生
住所 奈良県大和郡山市小林町西1丁目3番地7
林雲清 昭和61年8月7日生
住所 東京都北区豊島8丁目27番2—1202号
龔儉 昭和49年1月16日生
住所 岐阜市岩崎2丁目9番3号
楊滿意 昭和52年1月29日生
住所 岐阜県大垣市河間町4丁目1番地
李敏 昭和58年1月13日生
李媛 昭和56年6月17日生
李美奈 平成23年4月11日生
住所 大阪市港区磯路2丁目19番20号
杜佳麗 昭和49年8月14日生
住所 東京都荒川区東日暮里4丁目18番1号
孫莉 昭和50年9月18日生
住所 東京都大田区中央1丁目4番8号
武曉光 昭和55年3月18日生
住所 東京都台東区元浅草2丁目9番8号
孟宇 昭和57年9月29日生
住所 京都市左京区聖護院蓮華蔵町31番地
ヒロシ・テラグチ 昭和47年4月4日生
エミ・ジュリアナ・ヤマウチ 昭和45年4月15日生
ソフィア・テラグチ 平成23年6月8日生
住所 東京都江戸川区松島3丁目29番9—302号
畢晶 昭和54年7月17日生
住所 東京都練馬区下石神井5丁目18番5号
チェン・コン・セイ 昭和43年10月8日生
住所 東京都北区赤羽2丁目30番8—302号
王東仁 昭和41年1月16日生
王偉偉 昭和55年4月15日生
住所 さいたま市見沼区大和田町2丁目1011番地1
吳陽 昭和54年11月30日生

住所 埼玉県蕨市南町1丁目16番16号
張松 昭和55年6月27日生
住所 埼玉県久喜市久喜東1丁目2番21号
金珉圭 平成3年6月13日生
住所 東京都墨田区横川4丁目8番1—703号
張仙姬 昭和57年11月3日生
住所 東京都新宿区新宿7丁目20番10—301号
叢林 平成3年5月6日生
住所 名古屋市中区法華1丁目15番地
任偉偉 昭和49年7月28日生
住所 東京都葛飾区西新小岩4丁目38番9—903号
藍建英 昭和56年5月23日生
住所 堺市北区中百舌町5丁目67番地6
周踐 昭和58年7月5日生
住所 兵庫県三田市武蔵が丘4丁目4番地3
張婉欣 昭和52年5月4日生
住所 川崎市幸区大宮町26番地3
ニキル・コスラ 昭和55年1月30日生
住所 福岡県京都郡苅田町大字下新津529番地2
安敬子 昭和45年4月23日生
崔元元 平成9年3月8日生
住所 千葉県市若葉区若松町413番地154
金敬姬 昭和56年5月5日生
住所 岡山県苫田郡鏡野町竹田1117番地
孫華登 昭和60年11月4日生
住所 東京都江東区北砂5丁目20番10—413号
姜洋 昭和54年12月19日生
住所 熊本市西区春日1丁目14番3—3304号
金麗奈 昭和56年11月21日生
住所 東京都江東区東雲1丁目6番15—501号
蔣勇 昭和52年1月10日生
住所 さいたま市緑区大字北原1603番地
文海京 昭和49年10月10日生
住所 千葉県我孫子市我孫子4丁目21番2号
エラゴダ・ルチラ・フラギーダ 昭和50年8月9日生
住所 千葉県市川市宝2丁目4番17—203号
高敏 昭和56年1月15日生
住所 千葉県船橋市南本町21番15号
田德意 昭和49年5月16日生
住所 東京都板橋区小茂根2丁目13番4—308号
宿尚坤 昭和60年7月3日生
住所 神戸市須磨区横尾2丁目35番地6
辛龍岡 昭和29年10月6日生
金笑美子 昭和33年12月8日生
辛明希 昭和59年12月12日生
辛鈴希 平成5年1月15日生

住所 神戸市須磨区南落合1丁目24番10—310号
辛順希 昭和61年10月3日生
住所 秋田市広南字駒ノ沖16番地1
河龍子 昭和20年12月15日生
金克也 昭和48年7月18日生
住所 東京都足立区入谷8丁目14番5号
張慧 昭和44年6月2日生
住所 埼玉県蓮田市大字黒浜1334番地2
陳洪琴 昭和55年3月16日生
住所 東京都江東区南砂2丁目3番7—1131号
徐克美 昭和62年3月10日生
○外務省印紙第五十号
平成十四年五月十七日にアンマンで、アル・カワン再発症予防策強化計画のための協力に謝す

○厚生労働省告示第三三三六十七号

診察報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価表)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
平成十四年五月十九日 厚生労働大臣 小宮山洋子

第7部 進用補		(3)	
品名	規格	単位	薬価
(え)			
エジュラント錠25mg		25mg1錠	2,050.10
(き)			
キックリンカプセル250mg		250mg1カプセル	29.70
(さ)			
ザーコリカプセル200mg		200mg1カプセル	9,420.80
ザーコリカプセル250mg		250mg1カプセル	11,692.30
(ふ)			
ブレーザバスカプセル100mg		100mg1カプセル	9,800.00
(み)			
ミニリンメルトOD錠120μg		120μg1錠	197.10
ミニリンメルトOD錠240μg		240μg1錠	331.20
品名	規格	単位	薬価
(あ)			
アホカイン皮下注30mg		30mg3mL1筒	7,550
(ほ)			
ホテリジオ点滴静注20mg		20mg5mL1瓶	155,999
品名	規格	単位	薬価
(ふ)			
ブルモザイム吸入液2.5mg		2.5mg2.5mL1管	6,664.80

る次の概要の品目の交換がヨルダン・パレスチナ王国政府との間に行われた。
1 援助の目的及び内容 アル・カラマ国際治安政策強化計画を実施するために必要な生産物及び設備の購入
2 贈与の限度額 五億四千二百万円
3 贈与の供与期限 平成十七年一月三十一日まで
4 署名者
ヨルダン側 小宮山洋子ヨルダン大使
ヨルダン側 ジヤアブアル・アバット・ハッサン計画・国際協力人臣下・ハッサン
平成十四年五月十九日
外務大臣 松本光一郎

厚生労働省告示第三百六十八号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十一年厚生省令第十五号）第二十条第二号ハ及びト並びに第二十一条第一号ハ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱...

厚生労働省告示第三百六十九号

診療報酬の算定方法（平成二十一年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十一年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第九中「ハバリンカルシウム製剤」を「ハバリンカルシウム製剤」に改める。

厚生労働省告示第三百七十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療...

別表に次のように加える。 厚生労働大臣 小宮山洋子

Table with 4 columns: Item No., Description, Code, and another Code. Items 27, 28, 29, 30 are listed with their respective details and codes.

農林水産省告示第四百四十一号

福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令（平成二十四年復興庁・農林水産省令第一号）第一項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

農林水産大臣 鹿野 道彦

福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類

福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣が定める書類は、森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第十五条第一項各号に掲げる書類（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第十五号）以下「法」）第四十五条第二項の規定により地熱資源開発計画（法第四十四条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定による保安林の指定の解除に係る事項を記載しようとする場合に限る。）とする。

附則

この告示は、法附則第一一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十一日）から施行する。

農林水産省告示第四百四十二号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）以上「施行規則」という。第一、条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四十条第一項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）以下「算定省令」という。第二条及び第三条第一号の規定に基づき、平成二十四年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四十条第一項の交付金に係る施行規則第一、条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第二、条の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第三、条第一、号の農林水産大臣が定める対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

農林水産大臣 鹿野 道彦

「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。

Table with 4 columns: Item No., Description, Code, and another Code. Items 31, 32, 33 are listed with their respective details and codes.



保医発0529第1号
平成24年5月29日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成24年厚生労働省告示第367号をもって改正されるとともに、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）が、平成24年厚生労働省告示第368号及び第369号をもって改正され、同日付で適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった新医薬品（内用薬7品目、注射薬2品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,657	3,837	2,430	27	14,951

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ミニリンメルトOD錠120 μ g及び同240 μ g

- ① 本製剤の効能・効果は、次に掲げるものであること。
尿浸透圧あるいは尿比重の低下に伴う夜尿症
- ② 本製剤の使用上の注意において、本剤使用前に観察期を設け、尿浸透圧あるいは尿比重が低下していることを確認することとされているので、使用にあたっては十分留意すること。

(2) ザーコリカプセル200mg及び同250mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ALK融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記入すること。

(3) アポカイン皮下注30mg

本製剤は「パーキンソン病におけるオフ症状の改善（レボドパ含有製剤の頻回投与及び他の抗パーキンソン病薬の増量等を行っても十分に効果が得られない場合）」を目的とする製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(4) ポテリジオ点滴静注20mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「CCR4抗原は、フローサイトメトリー又は免疫組織化学染色法により検査を行い、陽性であることが確認されている患者のみに投与すること。」とされているので、CCR4陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記入すること。

(5) エジュラント錠25mg

本製剤の特殊性にかんがみ、当該製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

3 掲示事項等告示の一部改正について

(1) アポモルヒネ塩酸塩製剤について、掲示事項等告示第十第一号の「療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

(2) 新医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して1年間は、原則、1回14日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外を設けているところ。

今般、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

・エジュラント錠25mg

4 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

アポモルヒネ塩酸塩製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第九「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

5 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を次のように改正する。

- ・ 別添1第2章第2部第3節C200(1)、別添3区分01(5)イ及び別添3別表1中「及びヘパリンカルシウム製剤」を「、ヘパリンカルシウム製剤及びアポモルヒネ塩酸塩製剤」に改める。
- ・ 別添3別表2に次のように加える。

アポモルヒネ塩酸塩製剤

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 エジュラント錠25mg	リルピビリン塩酸塩	25mg 1錠	2,050.10
2	内用薬 キックリンカプセル250mg	ビキサロマー	250mg 1カプセル	29.70
3	内用薬 ザーコリカプセル200mg	クリゾチニブ	200mg 1カプセル	9,420.80
4	内用薬 ザーコリカプセル250mg	クリゾチニブ	250mg 1カプセル	11,692.30
5	内用薬 ブレーザベスカプセル100mg	ミグルスタット	100mg 1カプセル	9,800.00
6	内用薬 ミニリンメルトOD錠120 μ g	デスモプレシン酢酸塩水和物	120 μ g 1錠	197.10
7	内用薬 ミニリンメルトOD錠240 μ g	デスモプレシン酢酸塩水和物	240 μ g 1錠	331.20
8	注射薬 アポカイン皮下注30mg	アポモルヒネ塩酸塩水和物	30mg 3mL 1筒	7,550
9	注射薬 ポテリジオ点滴静注20mg	モガムリズマブ(遺伝子組換え)	20mg 5mL 1瓶	155,999
10	外用薬 プルモザイム吸入液2.5mg	ドルナーゼ アルファ(遺伝子組換え)	2.5mg 2.5mL 1管	6,664.80

アポモルヒネ塩酸塩製剤の保険適用上の取扱いについて

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第十第一号に定められているが、平成24年5月29日付け厚生労働省告示第367号をもってアポモルヒネ塩酸塩製剤（アポカイン皮下注30mg）が薬価基準に収載されたことにあわせ、同日付け厚生労働省告示第368号及び第369号により掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付保医発0529第1号厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正され、当該製剤が「区分C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされた。

（1）平成24年5月29日付け厚生労働省告示第368号による掲示事項等告示（平成18年厚生労働省告示第107号）の改正

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

- 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤及びアポモルヒネ塩酸塩製剤

※改正箇所下線部

(2) 平成 24 年 5 月 29 日付け厚生労働省告示第 369 号による特掲診療料の施設基準等(平成 20 年厚生労働省告示第 63 号) の改正

別表第九

別表第九 在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

※改正箇所下線部

(3) 平成 24 年 5 月 29 日付け保医発 0529 第 1 号による「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 5 月 29 日付け保医発 0529 第 1 号)の改正

第 2 章 特掲診療料

第 2 部 在宅医療

第 3 節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤及びアボモルヒネ塩酸塩製剤

(2) 以下略

※改正箇所下線部

(日本医師会保険医療課)

(参 考)

薬価基準収載品目一覧表（薬効分類別）新医薬品

(内用薬)

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
1	内219	キックリンカプセル 250mg (アステラス製薬)	250mg1カプセル	ビキサロマー	通常、成人には、ビキサロマーとして1回500mgを開始用量とし、1日3回食直前に経口投与する。以後、症状、血清リン濃度の程度により適宜増減するが、最高用量は1日7,500mgとする。
(効能・効果) 下記患者における高リン血症の改善 透析中の慢性腎不全患者					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
2	内241	ミニリンメルトOD錠 120 μ g ミニリンメルトOD錠 240 μ g (フェリング・ファーマ)	120 μ g1錠 240 μ g1錠	デスマプレシン 酢酸塩水和物	通常、1日1回就寝前にデスマプレシンとして120 μ gから経口投与し、効果不十分な場合は、1日1回就寝前にデスマプレシンとして240 μ gに増量することができる。
(効能・効果) 尿浸透圧あるいは尿比重の低下に伴う夜尿症					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量												
3	内399	ブレーザバスカプセル 100mg (アクテリオンファーマシューティカルズジャパン)	100mg1カプセル	ミグルスタット	通常、成人には、1回200mgを1日3回経口投与する。 小児には、下表の通り体表面積に基づき用量を調整して経口投与する。 なお、患者の状態に応じて適宜減量する。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体表面積 (m²)</th> <th>用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.47以下</td> <td>1回100mg, 1日1回</td> </tr> <tr> <td>0.47を超え0.73以下</td> <td>1回100mg, 1日2回</td> </tr> <tr> <td>0.73を超え0.88以下</td> <td>1回100mg, 1日3回</td> </tr> <tr> <td>0.88を超え1.25以下</td> <td>1回200mg, 1日2回</td> </tr> <tr> <td>1.25を超える</td> <td>1回200mg, 1日3回</td> </tr> </tbody> </table>					体表面積 (m ²)	用量	0.47以下	1回100mg, 1日1回	0.47を超え0.73以下	1回100mg, 1日2回	0.73を超え0.88以下	1回100mg, 1日3回	0.88を超え1.25以下	1回200mg, 1日2回	1.25を超える	1回200mg, 1日3回
体表面積 (m ²)	用量															
0.47以下	1回100mg, 1日1回															
0.47を超え0.73以下	1回100mg, 1日2回															
0.73を超え0.88以下	1回100mg, 1日3回															
0.88を超え1.25以下	1回200mg, 1日2回															
1.25を超える	1回200mg, 1日3回															
(効能・効果) ニーマン・ピック病C型																

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
4	内429	ザーコリカプセル200mg ザーコリカプセル250mg （ファイザー）	200mg1カプセル 250mg1カプセル	クリゾチニブ	通常、成人にはクリゾチニブとして1回250mgを1日2回経口投与する。なお、患者の状態により適宜減量する。
（効能・効果） ALK融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌					

（注射薬）

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
5	注116	アポカイン皮下注 30 mg （協和発酵キリン）	30mg30mL1筒	アポモルヒネ塩酸塩水和物	パーキンソン病におけるオフ症状の発現時に皮下投与する。通常、成人にはアポモルヒネ塩酸塩として1回1mgから始め、以後経過を観察しながら1回量として1mgずつ増量し、維持量（1回量1～6mg）を定める。その後は、症状により適宜増減するが、最高投与量は1回6 mgとする。
（効能・効果） パーキンソン病におけるオフ症状の改善（レボドパ含有製剤の頻回投与及び他の抗パーキンソン病薬の増量等を行っても十分に効果が得られない場合）					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
6	注429	ポテリジオ点滴静注 20mg （協和発酵キリン）	20mg5mL1瓶	モガムリズマブ（遺伝子組換え）	通常、成人には、モガムリズマブ（遺伝子組換え）として、1回量1mg/kgを1週間間隔で8回点滴静注する。
（効能・効果） 再発又は難治性のCCR4陽性の成人T細胞白血病リンパ腫					

（外用薬）

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
7	外229	プルモザイム吸入液 2.5mg （中外製薬）	2.5mg2.5mL1管	ドルナーゼ アルファ（遺伝子組換え）	通常、ドルナーゼ アルファ（遺伝子組換え）として2.5mgを1日1回ネブライザーを用いて吸入投与する。なお、患者の状態に応じて1回2.5mgを1日2回まで吸入投与することができる。
（効能・効果） 嚢胞性線維症における肺機能の改善					

(緊急収載医薬品／内用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
8 内625	エジュラント錠25mg (ヤンセンファーマ)	25mg1錠	リルピビリン塩 酸塩	通常、成人にはリルピビリンとして1回25mgを1日1回食事中又は食直後に経口投与する。投与に際しては、必ず他の抗HIV薬
	と併用すること。			
	(効能・効果) HIV-1 感染症			